

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三

年の議定書の締結について承認を求めるの件 (閣条第二 号) (先議) 要旨

この議定書は、近年におけるタンカーによる油汚染事故の汚染損害の総額が現行の「一九九二年の油による汚染損害の補償のための国際基金」(以下「一九九二年基金」という。) による補償の限度額を上回るような状況が見込まれるに至ったことを背景として、国際海事機関 (I M O) において、より大規模な油による汚染事故にも対応し得る新たな条約の作成について検討が行われた結果、二 三年 (平成十五年) 五月にロンドンで開催された I M O の外交会議で採択されたものである。

この議定書は、前文、本文三十一箇条及び末文から成り、「一九九二年基金」による補償が十分でない場合に補償を行う追加的な国際基金を設立すること等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

一、「二 三年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金」を設立する。追加基金は、各締約国において、当該締約国の法令に基づき権利及び義務を有することができ、かつ、当該締約国の裁判所に

おける裁判上の手続の当事者となることができる法人と認められる。

二、この議定書は、締約国の領域（領海を含む。）及び国際法に従って設定された締約国の排他的経済水域等において生ずる汚染損害並びに当該汚染損害を防止し又は最小限にするための防止措置（とられた場所のいかんを問わない。）についてのみ適用する。

三、追加基金は、一の事故について、汚染損害の総額が「一九九二年基金条約」に定める適用可能な補償の限度額を超え又は超えるおそれがあるため、当該汚染損害を被った者が当該汚染損害に関する確定された債権について「一九九二年基金条約」の下で十分かつ適正な補償を受けることができない場合に、補償を行う。

四、追加基金が支払う補償の総額は、一の事故について、その額とこの議定書の対象とされている汚染損害につき「一九九二年責任条約」及び「一九九二年基金条約」に基づいて実際に支払われる賠償額及び補償額との合計額が七億五千万計算単位（約一千二百億円）を超えないように制限される。

五、管轄権を有する裁判所が追加基金に対して下した判決は、各締約国において、承認されかつ執行力を付与される。

六、追加基金への年次拠出金は、締約国の領域内にある港又は受入施設において、それらの港又は受入施設に向けて海上を輸送された拠出油を、暦年中に総量において十五万トンを超えて受け取った者（石油会社等）が支払う。

七、追加基金に、総会及び追加基金の事務局長を長とする事務局を置く。総会は、徴収されるべき拠出金の総額を決定する。締約国は、追加基金への拠出義務の履行を確保する。締約国は、油の受取に関する情報を追加基金の事務局長に対し送付する。

八、追加基金への年次拠出金の規定にかかわらず、各締約国において最低百万トンの拠出油が受け取られたものとする。締約国は、当該締約国において受け取られた拠出油の総量が百万トンに満たない場合には、不足分について追加基金への拠出金を自ら支払う義務を負う。

九、一の締約国における拠出者が一暦年に支払う拠出金の合計額が年次拠出金の総額の二十パーセントを超える場合には、当該締約国におけるそれぞれの拠出者が支払う拠出金は、その合計額が当該総額の二十パーセントに等しくなるように、一定の割合で減額し、他のすべての締約国における拠出者が支払う拠出金を、一定の割合で増額する。このキャッピングの規定は、すべての締約国において一暦年中に受け取られ

た掘出油の総量が十億トンに達する日又はこの議定書が発効した日の後十年の期間が満了する日のいずれか早い日まで適用する。